

平成30年7月13日 改訂
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田P C B処理事業所

豊田P C B廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準

区分	対象事項	豊田市への通報・報告	公表
			JESCO
I	1 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度のP C B及びベンゼン（以下「P C B等」という。）の事業所建屋外への流出又はそのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・平日に発生した場合には、直ちに電話にて通報 ・その後、F A X又は電子メールにて事象概要を報告 ・夜間及び土日休日に発生した場合には、豊田市役所守衛室へ電話するとともに、廃棄物対策課へF A Xにて事象概要を報告 <p>注：夜間とは、18:00～8:00とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに報道機関へ資料提供 ・速やかに19自治区長へ報告又は説明 ・速やかに会社HPに概要を掲載 ・速やかに豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・直近発行の事業だよりに概要を掲載 ・直近開催の豊田P C B処理安全監視委員会に報告
	2 P C B非含有油類（SD剤を含む。）の事業所敷地外への流出		
	3 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の公共用水域への流出により魚の大量死が発生（注1、2）		
	4 施設又は設備が破損し、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼした場合		
	5 事業所内で火災発生（公設消防隊による消火）		
	6 労働災害により作業者が死亡又は大きな傷病を負った場合（注3、4）		
	7 外部の訪問者等が死亡又は大きな傷病を負った場合（ただし、事業所の稼動と直接関係のない傷病等を除く。）		
II	1 法基準値等を超える濃度のP C B等の事業所建屋内での漏洩（オイルパンへの滴下等は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話、F A X又は電子メールにて事象概要を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・遅滞なく豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・事業だよりに概要を掲載 ・直近開催の豊田P C B処理安全監視委員会に報告
	2 排気又は排出水が法基準等を超えた場合（P C B等を除く。）		
	3 P C B非含有油類（SD剤を含む。）の建屋外への流出		
	4 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地外への流出		
	5 施設等のトラブル発生による1ヶ月以上の施設停止（セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	6 事業所内で火災（消火器による自己消火）又は火災につながるおそれの発生		
III	1 P C B非含有油類（SD剤を含む。）の事業所建屋内への漏洩（防油堤内への漏洩は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話にて通報 ・必要に応じてF A X又は電子メールにて事象概要を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・遅滞なく豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・直近開催の豊田P C B処理安全監視委員会に報告
	2 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地内への流出		
	3 オンラインモニタリング計や漏洩検知器等の監視システムの異常（注5、6）		
	4 自然災害により施設被災（1週間以上の施設停止で、セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	5 作業者の労働災害（4日以上の休業災害）が発生し、又は外部訪問者が傷病を負った場合		
IV	1 施設等のトラブル発生による1週間以上の施設停止	<ul style="list-style-type: none"> ・平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話にて通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近開催の豊田事業部会で報告 ・なし
	2 作業者の労働災害（4日未満の休業災害又は不休災害）が発生した場合		

注1：生活排水、用役排水及び雨水以外の排水は、P C B濃度が0.0005mg/L未満のものに限る。

注2：魚の大量死とは、明らかに自然状態に比べ大量の死魚が確認された場合

注3：処理棟内でP C Bの処理に関する作業に従事している時に被災した場合に限る。

注4：大きな傷病とは、作業者の休業期間が1ヶ月以上の場合

注5：オンラインモニタリング計については、1週間以上の停止が見込まれる場合

注6：漏洩検知器については、検知システム全体の機能に大きな障害が発生した場合